

令和2年4月24日

被認定者の皆様

独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

認定の更新手続きについて

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定により定められた認定の更新については、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の状況や外出自粛の要請等により、更新手続きに必要な書類の入手が困難である等の諸般の事情を考慮し、法第8条第1項の規定を適用致します。

つきましては、有効期限内に更新の手続きを行うことができない場合、下記連絡先までご連絡くださいますようお願い致します。

【お問合せ先】

石綿健康被害救済部 給付課
フリーダイヤル：0120-373-922
受付時間 10：00～15：00 ※
（土・日・祝日・年末年始を除く。）

※ 大変申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、当面の間、受付時間を短縮させていただきます。

お電話が繋がらない場合は、恐れ入りますが、環境再生保全機構のホームページにありますお問い合わせ窓口の「アスベスト（石綿）健康被害の救済について（<https://www.erca.go.jp/erca/mail/index.php?conf=asbestos>）」からご連絡をお願い致します。

○石綿による健康被害の救済に関する法律（抄）

（認定の更新）

第7条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第1項又は第2項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3（略）

第8条 前条第1項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

3（略）